

雨量等防災情報提供システム構築業務に関する
情報提供依頼（RFI）及び見積依頼（RFQ）

令和7年12月4日

長野県建設部 河川課 砂防課

県の観測する雨量・水位情報をはじめとする防災情報を住民の皆様へ提供する『雨量等防災情報提供システム』の改修に関し、専門的知見や豊富な経験を有する企業の皆様からの情報提供及び見積作成を依頼します。

1 基本事項

1.1 業務名

雨量等防災情報提供システム構築業務

1.2 システム概要

1.3 雨量等防災情報提供システムは、いつどこで発生するか予測困難な土砂災害や被害の範囲が大きい洪水発生時に、命を守るために欠かせない早期の警戒と迅速な避難を促すため、県や気象台等の防災情報を一元化し WEB サイト「長野県河川砂防情報ステーション」をはじめとする多様な伝達方法で住民の皆様へ提供するシステムである。

1.4 業務目的

現行システムは、令和 5 年 4 月から運用を開始している。

近年の気象の変化や、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの導入に伴う観測情報の増加に伴い、長野県河川砂防情報ステーションに求められる機能が変化している。また、県の観測システムの改修に伴い、テレメータ監視装置がクラウド化されるとともに、水位観測の間隔が 10 分から 1 分へ短縮される予定である。

これら状況の変化を踏まえ、「いつが危ないか」「どこが危ないか」といった防災情報を住民・市町村等に適切かつ分かりやすく提供するため、システムに求める要件を整理し、次期雨量等防災情報提供システムの構築を行うことを目的とする。

2 参加意思表明

参加いただける事業者様については、以下により参加表明を行ってください。なお、資料は参加表明書の提出があった事業者様にのみ送付します。

2.1 提出様式

（様式 1）参加意思表明書 に所定の事項を記載してください

2.2 受付期間

令和 7 年 12 月 4 日（木）～令和 7 年 12 月 17 日（水）17 時まで

2.3 提出先

以下の 2 つのメールアドレスへ、電子メールでの提出をお願いします。（押印不要です）

長野県 河川課（担当：三石）砂防課（担当：丸山）

メールアドレス：（河川課） kasen@pref.nagano.lg.jp

（砂防課） sabo@pref.nagano.lg.jp

3 質問受付

本依頼の実施方法・仕様等について質問がある事業者様は、以下により質問票を提出してください。

3.1 質問方法

(様式 2) 質問票に質問内容を記載してください。

3.2 受付期間

令和7年12月4日（木）～令和7年12月22日（月）17時まで

3.3 提出先

2.3と同様の提出先

4 提出資料

4.1 提出資料

(様式 3) 見積書

添付の仕様書（案）に定めるシステム構築業務及びその保守・管理費（年間あたり）に係る見積書

(様式 4) システム構築

資料1～3のご確認を踏まえたシステム構築業務の実施に関する提案

その他、御社の独自機能等の提案がある場合はご記載ください

(様式 5) 類似システム導入実績

雨量・水位等の防災情報を公開するシステムの導入実績

実績がある場合は、御社のアピールポイントなどをご記載ください

(様式 6) 構築スケジュール

様式4のご提案内容のシステム構築に向けた実施内容とスケジュールのご提案

(様式 7) 自由提案

その他、自治体による防災情報の提供における課題と、その課題に対するシステム構築時の機能付与による対策等

(その他) その他資料（提案者側が必要とする資料を必要に応じて）

※マイクロソフトオフィスのエクセル、ワード、パワーポイントのいずれかで作成されたオリジナルデータ資料の提出をお願いします。

4.2 受付期間

令和7年12月17日（水）～令和8年1月19日（月）17時まで

4.3 提出先

2.3と同様の提出先

5 提供資料

本依頼に関する資料は以下のとおりです。なお、資料 2 以降の資料については、参加表明後に資料提供を行います。

- 5.1 (資料 1) 事業概要
- 5.2 (資料 2) 仕様書 (案)
- 5.3 (資料 3) 【参考】現行システム基本設計
- 5.4 (その他) その他資料 (必要に応じて提供します)

6 その他留意事項

- 6.1 資料をご提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングさせていただく場合があります。
- 6.2 一切の費用は、参加者の負担とします。
- 6.3 本依頼で提出された資料は、返却しません。
- 6.4 本依頼の参加表明後に辞退される場合は、辞退の旨及び理由を電子メールで県担当者に連絡してください。なお、県から提供した資料等については、返却又は適切に廃棄する等、情報漏えい等が発生しない措置を講じてください。
- 6.5 本依頼の実施をもって、調達における入札等への参加資格を約束するものではありません。
- 6.6 本依頼の実施をもって、本県が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本依頼を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはあります。